

# いわき市情報制度の見直しに関する 市民意見募集（パブリックコメント）の実施について

いわき市における情報公開制度について、行政の広域化や情報化による地域を超えた情報収集・発信手段の発展により、市域を超えて市の行政情報は、高い関心を持たれるようになってきていることから、より公正で開かれた市政の実現により、さらなる市政の推進に資するため制度見直しを行います。

ついては、このことに伴い、いわき市情報公開条例の改正を行うにあたって、次のとおり市民意見募集（パブリックコメント）を実施します。

## 1 意見募集期間

令和7年10月8日（水）～10月28日（火）

※10月28日（火）17時15分まで必着

## 2 対象案件

いわき市情報公開制度の見直しに関し以下の内容について意見を募集します。

- ①. 請求権者の拡大について（必要性や効果など）
- ②. 適正な請求について（必要性や内容など）
- ③. その他

## 3 公表資料

- (1) いわき市情報公開制度の見直しに関する概要
- (2) いわき市情報公開条例改正案 新旧対照表

## 4 資料の公表方法

- (1) 市ホームページへの掲載
- (2) 本庁舎1階市民ロビーへ資料備え付け
- (3) 各支所情報公開コーナーへ資料備え付け

## 5 意見提出方法

任意の様式に意見、住所、氏名、電話番号を記入のうえ、以下のいずれかの方法により提出。

- (1) 郵送または直接持参  
(〒970-8686 いわき市平字梅本2-1 総務部総務課文書係)
- (2) FAX 0246-22-3662
- (3) E-mail somu@city.iwaki.lg.jp

## 6 提出いただいた意見の取扱い、及び、留意事項

- ・提出いただいた意見に対する考え方や対応等については、取りまとめたうえで、市ホームページで公表します。
- ・匿名（住所、氏名、電話番号の記入がない）の場合は「意見」として取り扱いません。
- ・口頭や電話などによる意見の受付は行いません。
- ・意見提出者の個人情報公表しません。連絡先等は、意見内容に不明な点があった場合の確認などに使用することがあります。
- ・個々の意見に対して直接、個別の回答は行いません。また、この手続きは、案件に対する意見を求めるもので、賛否を問うものではありません。

## いわき市の情報公開制度の見直しに関する概要

いわき市における情報公開制度について、行政の広域化や情報化による地域を超えた情報収集・発信手段の発展により、市域を超えて市の行政情報は、高い関心を持たれるようになってきていることから、より公正で開かれた市政の実現により、さらなる市政の推進に資するため制度の見直しを行います。

このことに伴い、条例の改正を行うにあたって、市民の皆様からの意見募集（パブリックコメント）を実施します。

### 1 制度見直しの方向性

- (1) 本市へ行政情報の開示請求をできる方を「市民等」から「何人も」とします。
- (2) 健全な制度運用を維持するため、情報公開制度の目的に沿った「適正な請求」についての規定を設けます。

### 2 条例改正内容の概要

#### (1) 請求権者（第5条）

現行の条例では第5条において、実施機関に対し行政情報の開示を請求することができる方を次のとおり定めています。

- ア 市の区域内に住所を有する者
- イ 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
- ウ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- エ 市の区域内に存する学校に在学する者
- オ 前各号に掲げるもののほか、市の機関の事務又は事業に利害関係を有するもの

これまでは該当していなかった個人や、市外法人の事業参画のための情報収集、全国の市町村等を対象とした調査研究等を目的とした開示請求への対応も可能とするなど、市政のさらなる推進のため、請求権者を「何人も」に改正します。

#### (2) 適正な請求及び使用（第4条）

現行条例第4条では、「行政情報の開示を受けたものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。」と定めています。

請求権者を「何人も」として公開性の向上を図る一方で、本市の情報公開制度を円滑かつ健全に運用していくためには、得た情報の適正な使用だけでなく、条例の目的に沿った適正な請求に努めていただくことも必要になることから、適正な請求に関する規定を加えます。

※詳細は、新旧対照表を参照ください。

### 3 施行予定日

令和8年4月1日